

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用することとされている同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年8月22日

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 辻 村 邦 雄

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 小 室 永 治

1 実施年月日

令和6年8月22日

2 監査事項

令和5年度における財務に関する事務の執行状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行は、適正に行われているものと認められた。